農業・農協における慎重な議論と自己改革を基本とした改革を求める意見書

農業改革が必要であることは、多くの農業関係者、国民が認識しています。農業従事者の高齢化や次代の後継者問題、遊休農地や耕作放棄地の増加など、農業をめぐる諸課題は山積しており、今後、農業者の所得向上、地域農業の持続的な発展に向けて、関係者をはじめとした積極的な取組み・改善が必要なことは言うまでもありません。

とりわけ、これまで地域の農業・農村を維持し、また地域の重要なライフラインとして役割を担ってきたのが農業協同組合であることは紛れもない事実であります。また、地域における自民党新農政の推進においても、行政と一体となった取組みを行っており、農業協同組合は欠かすことのできない存在となっています。

農業改革を実行するに当たっては、こうした経過や現状、地域の実態を踏まえ、十分な議論を尽くした改革を行っていくことが当然であり、民間組織である農協組織・事業の改革にあっては、組合員の意思決定に基づく自己改革を基本にしていくべきであります。

しかし、今般の規制制度改革の一環として、規制改革会議農業ワーキンググループより提言された「農業改革に関する意見」では、「農業協同組合の見直し」、「農業委員会等の見直し」、「農地を所有できる法人(農業生産法人)の見直し」の3点が提示されていますが、いずれも現場実態を無視した急進的な提言であり、地域のライフラインを支えている農協組織の根幹を揺るがしかねない内容となっています。

さらに、とりまとめの過程でも、農業者・JAなどからヒアリングを実施していますが、その中で、中央会制度の廃止などの意見や質問が全く出ていなかったにもかかわらず、提言の中では盛り込まれるなど、とりまとめの過程が極めて不透明と言わざるを得ません。また、総合農協の解体および農村・地域の崩壊を惹起せしめる改革は市町村にとって重大な影響を及ぼしかねません。

以上のことから、次の事項について実現されるよう強く要請いたします。

記

- 1 これまで農協組織が地域において果たしてきた役割、その背景にある組織理念・構成を踏まえた慎重な議論を行うこと。
- 2 農業改革に当たっての組織・事業の改革においては、組織自身における自己改革の 加速化を促し、国として組織と一体的な取組み・支援を行っていく姿勢を基本とする こと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年6月20日

伊 那 市 議 会

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 農林水産大臣 宛